

令和5年度東海村保育料一覧表（軽減適用後）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金保育料基準額月額					3歳 以上児
階層区分	定義	保育 時間	第1子	第2子		第3子	ひとり親世帯 等※2	
				同時在籍※1以外	同時在籍※1			
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	標 短	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税 非課税世帯	標 短	0円	0円	0円	0円	0円	
C1/C2	市町村民税所得割課税額が、48,600円未満である世帯 (ひとり親世帯等はC1, それ以外はC2)	標 短	11,000円 10,900円	5,500円 5,450円	5,500円 5,450円	0円	0円	
D1	市町村民税所得割課税額が、48,600円以上 73,000円未満である世帯	標 短	16,000円 15,800円	8,000円 7,900円	8,000円 7,900円	0円	0円	
D2	市町村民税所得割課税額が、73,000円以上 97,000円未満である世帯	標 短	19,500円 19,200円	9,750円 9,600円	9,750円 9,600円	0円	0円	
D3	市町村民税所得割課税額が、97,000円以上 143,000円未満である世帯	標 短	21,000円 20,700円	10,500円 10,350円	10,500円 10,350円	0円	左欄第1子～ 第3子の各区 分と同じ	
D4	市町村民税所得割課税額が、143,000円以上 169,000円未満である世帯	標 短	24,500円 24,100円	12,250円 12,050円	12,250円 12,050円	0円		
D5	市町村民税所得割課税額が、169,000円以上 191,000円未満である世帯	標 短	26,000円 25,600円	26,000円 25,600円	13,000円 12,800円	0円		
D6	市町村民税所得割課税額が、191,000円以上 213,000円未満である世帯	標 短	29,000円 28,600円	29,000円 28,600円	14,500円 14,300円	0円		
D7	市町村民税所得割課税額が、213,000円以上 234,000円未満である世帯	標 短	31,000円 30,500円	31,000円 30,500円	15,500円 15,250円	0円		
D8	市町村民税所得割課税額が、234,000円以上 270,000円未満である世帯	標 短	39,500円 38,900円	39,500円 38,900円	19,750円 19,450円	0円		
D9	市町村民税所得割課税額が、270,000円以上 301,000円未満である世帯	標 短	40,500円 39,900円	40,500円 39,900円	20,250円 19,950円	0円		
D10	市町村民税所得割課税額が、301,000円以上 330,000円未満である世帯	標 短	41,500円 40,900円	41,500円 40,900円	20,750円 20,450円	0円		
D11	市町村民税所得割課税額が、330,000円以上 397,000円未満である世帯	標 短	52,500円 51,700円	52,500円 51,700円	26,250円 25,850円	0円		
D12	市町村民税所得割課税額が、397,000円以上 である世帯	標 短	54,000円 53,100円	54,000円 53,100円	27,000円 26,550円	0円		

- ※1 同時在籍とは、同一世帯のうち、就学前のお子様^が認可保育所・認定こども園・幼稚園に在籍していることをいいます。認可外保育所などは対象外となります。
- ※2 ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯をいいます。
- ※3 保育料の算定における市町村民税所得割課税額とは、市町村民税所得割課税額に寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の税額控除の額を加えた額となります。また、市町村民税非課税世帯で、同一住所に祖父母等の扶養義務者が住民登録をしている場合、その同居者を「家計の主宰者」として算定を行う場合があります。